

令和4年度 歳末たすけあい助成事業 要綱

1. 目的

ボランティア等地域で活動する団体が実施する年末や年始を機会とした地域の人々が参加する地域福祉活動を支援することで、地域の実情に則した福祉のまちづくりの推進を目的とする。

2. 対象団体

市内において地域福祉活動を行う営利を目的としない団体（ボランティア団体、NPO 法人、市民活動団体等）で構成員が3名以上の団体とする。但し、政治・宗教・営利活動を目的とした団体や反社会的な団体・それに準ずる団体は対象外とする。

3. 対象事業

対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 鴨川市民を対象とした事業
- (2) 歳末たすけあい運動の目的に沿った活動を行っているもの。
歳末たすけあい運動とは…地域で暮らす誰もが安心して年末の時期を過ごすことができるように、住民の参加や理解を得て多様な福祉活動を展開する運動
スローガン「つながり、ささえあう、みんなの地域づくり」
- (3) 令和4年12月15日～令和5年2月15日までに実施される事業
- (4) 他の助成を受けていない事業（但し、他の助成を受けていても、その助成を財源としていないことが明確な事業の場合は助成対象とする。）

4. 対象とならない事業

- (1) 構成員のみを対象とするもの。
- (2) 営利・政治・宗教活動を目的とするもの。
- (3) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (4) 助成による効果が期待できないもの。
- (5) 同一団体で事業として過去に行ったことのあるもの。
- (6) その他、本会において適当と認められないもの。

5. 対象となる経費

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 食材費 | 事業に直接必要となる食材・食品の購入にかかる費用 |
| (2) 消耗品費 | 文房具、コピー用紙等 |
| (3) 通信運搬費 | 切手代、はがき代等（通信回線料金を除く） |
| (4) 賃借料 | 会場使用料、機材レンタル代等 |
| (5) 印刷製本費 | チラシ・ポスター・パンフレット等の作成、印刷等にかかる費用 |
| (6) 保険料 | ボランティア行事用保険等 |
- 実施報告の際に領収書の写しの添付を必須とする。

6. 対象とならない経費

- (1) 人件費、家賃、光熱水費、事務機器購入費などの団体の運営に関する経費
- (2) 事業に直接関わりのない備品経費

- (3) 領収書を取ることができない経費
- (4) 他の事業と領収書をわけることができない経費
- (5) 主催者や地域住民に対する謝金、旅費

7. 実施期間

令和4年12月15日（木）～令和5年2月15日（水）までに実施する事業とする。

8. 金額

一つの事業に要する費用で5万円を上限とする。また、助成率は対象経費の10/10とする。

9. 申請

助成を希望される団体は、令和4年12月7日（水）までに千葉県共同募金会鴨川市支会（事務局：鴨川市社会福祉協議会）へ必要書類を提出すること。

【必要書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 団体の過去の活動がわかる書類（前年度活動報告書等）※但し新規立上団体の場合は不要
- ③ 他の助成内容がわかる書類

事業計画と前年度の事業報告書の提出を求める場合がある。

10. 審査および通知

提出書類は審査委員会に諮り、適当と認めたときは「助成金交付決定通知（様式第2号）」により通知する。交付決定を受けた団体は速やかに「歳末たすけあい事業助成金交付請求書（様式第3号）」を提出すること。

11. 事業内容の変更

申請した事業内容を変更する場合は変更の可否について本会与協議し、認められた場合は速やかに「歳末たすけあい事業助成金変更申請書」（様式第4号）を提出すること。また、助成決定後、やむを得ない事情により変更した場合も本会に協議し速やかに書類を提出すること。

12. 事業報告

事業完了後、①事業報告書（様式第5号）に必要事項を記入の上、②領収書の写し、③活動写真、④チラシ等広報資材を添付し本会へ報告する。報告期日は令和5年2月20日（月）とする。

13. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部の返還を求める。

- (1) 活動後に残金が発生したとき
- (2) 申請内容に虚偽があると判明したとき
- (3) 正当な理由無しに実施報告書等が所定期限内に提出されないとき
- (4) 助成金を、対象活動または対象経費以外に使用したとき
- (5) 助成活動の中止や大幅な縮小、または所定期間内に完了できなかったとき

14. その他

- (1) 事業実施時には、事業が歳末たすけあい募金の助成を受けて実施していることを資料やチラシ等に明記し周知を図ること。
- (2) 報告書に記載された内容、写真等は本会の広報誌や共同募金ホームページにて掲載する場合がある。
- (3) 人との接触がある事業の場合は感染対策を徹底すること。

15. 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会 地域福祉推進室

住所：〒296-0033 鴨川市八色 887-1 ふれあいセンター2階

TEL：04-7093-0606/FAX 04-7093-0623